



都市計画道路 3・4・8号 東久留米志木線（本多工区） 事業説明会（第二回）



日時：令和8年1月23日（金）
午後6時から午後7時30分頃まで
令和8年1月24日（土）
午前10時から午前11時30分頃まで
※両日とも同じ内容となります。

会場：新座市水道管理センター 1階大会議室

新座市役所 インフラ整備部 道路管理課

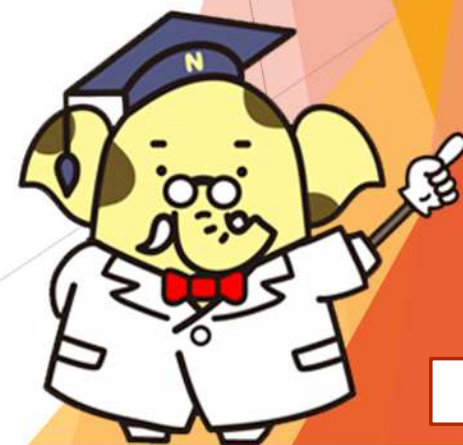
本日の流れ

1. 開会
2. 挨拶
3. 案件説明（事業概要、事業認可、用地取得までの流れ及び取付道路整備について）
4. 質疑応答
5. 閉会



計画道路の概要

- ◇ 名称
新座都市計画道路3・4・8号東久留米志木線
- ◇ 当初決定
昭和35年3月2日(建設省告示第297号)
- ◇ 最終変更
昭和63年11月1日(埼玉県告示1482号)
- ◇ 起点
新座市東北二丁目
- ◇ 終点
新座市石神三丁目
- ◇ 総延長
6,600m(志木駅南口～都県境)
- ◇ 幅員
16～20m



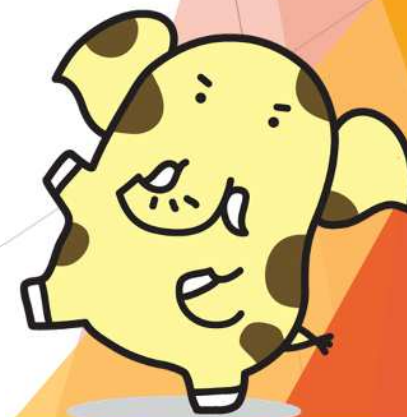
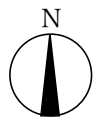
事業対象区間の概要

- ◇ 事業場所
新座市本多一丁目地内
- ◇ 起点
新座市本多一丁目（産業道路）
- ◇ 終点
新座市本多一丁目（水道道路）
- ◇ 延長
約400m
- ◇ 幅員
16m（車道等9m、両側歩道3.5m）

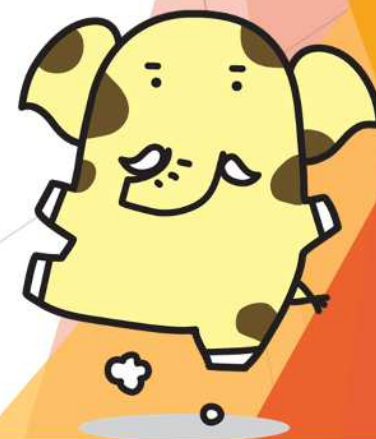
※今回の整備により暫定整備区間も含め、志木駅南口から都県境までが全線開通することとなります。



位置図 (新座市全体図)

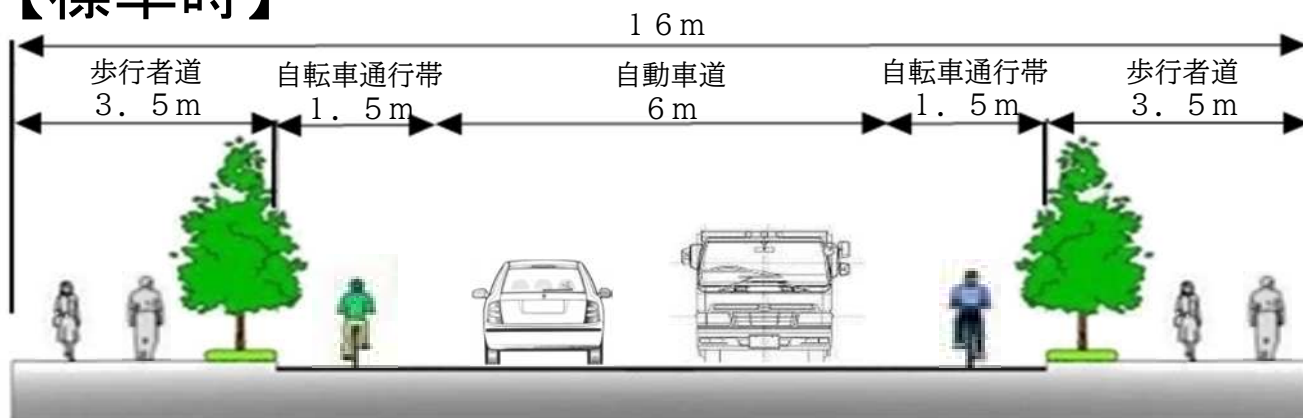


平面図 (対象区間)

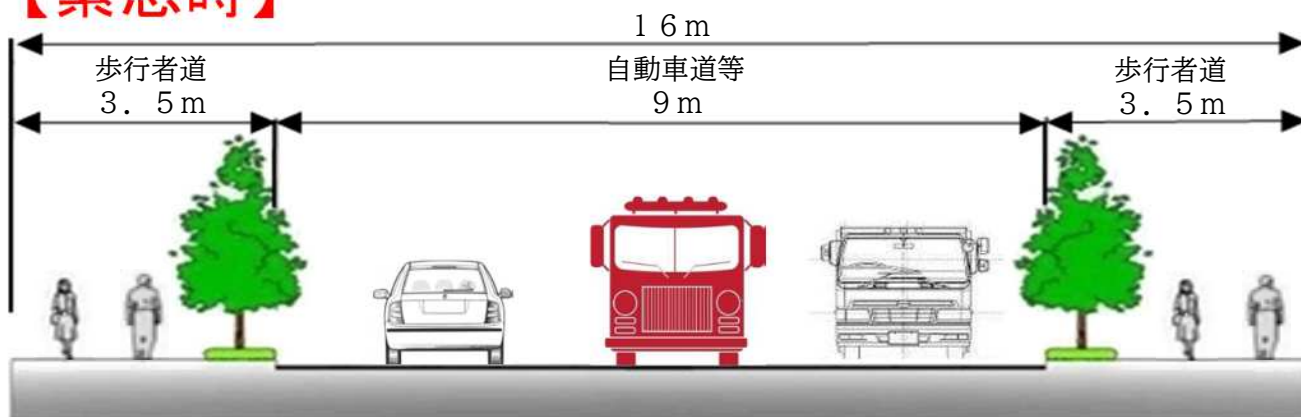


横断図のイメージ

【標準時】



【緊急時】



※ 詳細は今後の関係機関の調整等により、変更になる場合があります。



事業認可について

◎事業認可とは・・・

都市計画決定している都市施設（道路や公園等）を整備するため認可権者から認可を取得する手続きのことです。

当該事業においては、令和8年3月末に認可権者（新座市）から事業認可を取得予定

※都市計画事業の認可後は都市計画法に基づく、法的制限や権利が生じます。

事業認可に伴う制限①

◎ 建築等の制限【都市計画法第65条】

事業地内に建築物の建築等や土地の形質を変更する際に、新座市の許可が必要になります。



具体的には・・・

建築物、その他の工作物の建設

土地の掘削や盛土などの土に触れる行為

事業認可に伴う制限②

◎ 土地建物売買の制限【都市計画法第67条】

事業地内の土地建物を売却する際は、事前に新座市に
予定金額、買主の届出が必要になります。

↓ 届出後・・・

新座市が買い取るか通知します。

- ・ 買い取る場合⇒売却予定金額に相当する代金で買収いたします。
- ・ 買い取らない場合⇒予定通り第三者に売却可能となります。

※事業地内の土地を届出なく、売却を行った場合や建物の建築、土地の形状の変更などを行った場合は、罰金や懲役が科されることがあります。詳しくは、都市計画課都市計画係までお問合せください。

事業認可に伴う権利

◎土地の買取り請求制度【都市計画法第68条】

土地所有者が新座市に対して事業地内の土地を売却する際は、当該地を時価で買い取るように請求できます。

ただし・・・
↓

当該地に他人の権利（借地権等）がなく、建築物や工作物がないことが条件となります。

今後のスケジュール（一覧）

	7年度	8年度	9年度～12年度	13年度	14年度
用地測量	■				
事業認可	■				
物件調査		■			
用地取得			■		
実施設計				■	
工事					■

※今後の進捗状況等により変更になることがあります。



今後の事業スケジュール

ア 用地測量



事業に必要な土地の測量を行います。
※業者が土地に立ち入りますので御協力をお願いします。
※現在実施中、令和8年3月末まで。

今回

イ 説明会の開催



事業を円滑に進めるため、事業認可前に説明会等を開催して、認可に伴う制限等制限等についての説明を行います。

ウ 境界立会い

測量調査にて得られた成果を基に、ご自身の土地及びお隣の土地との境界を確認するために実施します。
※令和8年3月末までに実施予定
※対象となる方には、すでに通知を送付済みです。

今後の事業スケジュール

エ 物件調査



事業地内（道路事業予定地内）にある建物や立木、工作物等について調査します。

建物の調査については、詳細な調査が必要であることから、建物内に立ち入らせていただくこととなります。

※令和8年度 実施予定

※対象となる方には後日、通知を送付します。

オ 買収額・補償内容の説明



土地・建物等の補償は、統一的に定められた「補償基準」等に基づき、算出しております。

補償内容については、物件ごとに内容が違ってくることから、個別に御説明させていただきます。

※令和9年度～令和12年度 実施予定

カ 用地交渉・契約



補償内容について御了解いただき、公共事業に御協力いただける場合には、契約手続きへと進みます。

※契約手続きは、市で準備した書類に署名押印をいただくこととなります。

※令和9年度～令和12年度 実施予定

今後の事業スケジュール

キ 補償金の支払い



契約締結後に、契約金額の70%以内の額をお支払いします。残金については、土地の所有権移転完了及び更地（建物、工作物、立木などを移転して土地を引き渡していただきます。）の確認が完了次第お支払いします。

※所有権移転手続は、市の費用負担で行います。

ク 工事の着工



用地買収が完了したら道路工事に着手します。地域の皆様の御協力と御支援をお願いします。

※令和14年度 実施予定

ケ 道路の完成

歩行者や自転車が安全で快適に通行でき、人流や物流の効率化や経済活動の活性化に寄与します。

※令和15年度から道路開通予定

